

国保だより

限度額・標準負担額減額認定証の有効期限について

「現在お持ちの限度額・標準負担額減額認定証の有効期限は、平成18年7月31日です」

平成18年7月31日です

毎年8月1日を基準日として前年度の所得により、国民健康保険と老人保健の医療費にかかる自己負担額を判定します。

判定の結果、下記の要件に該当する方が、申請を行えば限度額・標準負担額減額認定証の交付を受けることができます。

(該当する方には、7月中に通知をいたします。)

【1か月の自己負担限度額】
(区分につきましては、認定証に記載しております。)

区分	自己負担限度額	
	外来のみ	入院+外来
一般(住民税課税世帯)	12,000円	44,400円

減額認定証の交付を受けた場合

住民税非課税世帯	区分	8,000円	区分	24,600円
	区分		区分	15,000円

【1食の入院時食事標準負担額】
(区分につきましては、認定証に記載しております。)

一般 (住民税課税世帯)		260円	
住民税非課税世帯	区分	90日までの入院	210円
	区分	90日を超える入院 (過去12ヶ月の入院日数)	160円
	区分		100円

(法改正により、食事標準負担額が1日あたりから1食あたりに改正されました。)

70歳未満の方についても住民税非課税世帯に属する方は、入院時の食事標準負担額の減額が適用されますので、保険課または各支所住民生活課で手続きをしてください。

不明な点がございましたら、お気軽にお問い合わせください。

【担当窓口】本庁保険課 国保老人保健班 58-1118
または各支所 住民生活課まで

要件に該当する方
老人医療受給者

区分 : 世帯員全員が住民税非課税である人

区分 : 世帯員全員が住民税非課税であつて、世帯の所得が一定基準以下の入

70歳以上の高齢受給者

区分 : 同一世帯の世帯主と全ての国保被保

区分 : 同一世帯の世帯主と全ての国保被保

区分 : 同一世帯の世帯主と全ての国保被保

区分 : 同一世帯の世帯主と全ての国保被保

区分 : 同一世帯の世帯主と全ての国保被保

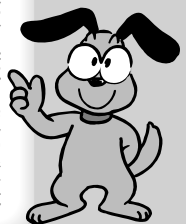
区分 : 同一世帯の世帯主と全ての国保被保

区分 : 同一世帯の世帯主と全ての国保被保

市民課「コーナー」

犬の飼い主の皆様へ

狂犬病予防法により、生後91日以上の犬は生涯一度の登録と毎年1回の狂犬病予防注射が義務づけられています。新たに犬を飼っている方や今年度予防注射を未実施の方は、次により実施するようにしてください。



登録について

登録手数料

一頭 3,000円

狂犬病予防注射について

注射済票交付料

一頭 550円

毎年1回必ず受けてください。

対馬市では4月から6月

まで集合注射を実施しました。

この時期に受けられなかった

方は、近くの動物病院で受け

てください。

料金については動物病院に

お尋ねください。注射を受け

たら動物病院で予防注射済

明書が発行されますので市役

所、各支所へ持参ください。

飼い主の責任を

果たしましょう

放し飼いは禁止されています。

つないで飼いましょう。

犬を散歩させる場合には、

フン収集用のビニール袋など

を持参し、必ず持ち帰って処

理しましょう。

鳴き声や悪臭で近所の迷惑

にならないよう飼育場所及び

その周囲は常に清潔にし、正

しく飼いましょう。

不幸な犬を増やさないため

にも、避妊・去勢手術を検討

し繁殖の制限に努めましょう。

お問合せ

市役所市民課または、各支所住民生活課まで

社会保険事務局の出張相談のお知らせ

8月10日(木) 午前9時から午後5時まで

上対馬総合センター

廃棄物対策課コーナー

平成17年度のごみ排出量と処理費用

対馬市民一人一日あたりのごみ排出量 = 860.9グラム (昨年比 8.8グラム)

対馬クリーンセンターに搬入された一般廃棄物は、平成17年度一年間で12,239トン。16年度より452トンの減となりました。(人口は17年度末現在で38,951人、昨年比 1,032人)

対馬市民一人あたり一般廃棄物の処理費用 = 16,823円(昨年比1,851円増)

ごみの量は減りましたが、処理費用は16年度より5,664万円増加して6億5,526万円となりました。(収集運搬費用、施設維持費、島外搬出費用等の塵芥処理費のみ)

これは、久田不燃物捨場適正閉鎖対策等の新規事業の増(3,933万円)が主な要因です。この要因を除いて算定した場合、塵芥処理費用は6億1,593万円となり、一人あたり処理費用は、15,813円(昨年比841円の増)となります。昨年度の燃料費の高騰が、ごみ処理費用にも影響しました。

不法投棄、野焼きは 犯罪行為です。



林道横の斜面に不法投棄されたごみ

6月の環境月間にあわせて、不法投棄合同パトロールが実施されました。その結果、山林や道路等に、大量の生活ごみや電化製品等が不法に投棄されたり、放置されたりしていました。不法投棄は、景観を損ねるだけでなく、環境汚染を招くことにもなります。また、廃棄物の「野焼き」は黒煙や悪臭が発生し、近隣に対して大きな迷惑をかけることとなります。

家庭の庭先で、ドラム缶やブロックを積み上げただけの炉でごみを焼くことも「野焼き」と同じ行為とみなされます。(農業者が行う稲わらの焼却など例外的に認められているケースもあります) このような「不法投棄」や「野焼き」は重い罰則(5年以下の懲役又は1千万以下の罰金)が科せられる犯罪行為です。ごみは分別、減量化に努め、決められた方法で適正に処理し、生活環境を守りましょう。

長崎県小型漁船緊急通報システム



転落事故から乗組員を守る 小型漁船緊急通報システムについて

システムを導入する際、県の補助を受けることが出来ます。

このシステムは、乗組員が漁船から転落した場合に、漁船に搭載した装置が転落を瞬時に検知し、本県の沿岸海域をカバーする海岸局を経由して統制局に緊急信号を送り、船名、位置等を正確に察知した統制局は、海上保安部等に直ちに救助要請を行うほか、直接周辺漁船へ救助要請を行うことが可能となる画期的な救助システムです。

また、転落検出装置が作動すれば、同時にエンジン非常停止装置(漁船により追加工事が必要)が機能して漁船は停止し、併せて救命胴衣を着用することで転落による死亡事故がほぼ防止できることとなります。

本体装置およびペンダント型発信装置価格 ¥50,000円/1セット
但し1,000台までは県の補助により¥33,334円となります。

なお、工事費は別途、自己負担となります。

加入申込の方法等の詳細については、各漁業又は県漁業無線協会

(095 846 1810)にお尋ねください。

農林課コーナー

森林の伐採には、届出・許可が必要です!

森林は、水を蓄え、調整して流す働き、土砂崩れなどを防ぐ働き、地球温暖化を防ぐ働き、酸素の供給など、私たちの生活にとって重要な働きをしています。

もし無秩序な森林の伐採を行うとどうなるのでしょうか。実は、昭和40年代の高度成長期に、全国で無秩序な森林開発が進み、各地でいろんな問題が発生しました。

森林の持つ働きは、地域社会の健全な発展に役立っています。一度これらの機能を無視した開発を行ってしまうと、その機能を回復させるには、長い年月と膨大な費用がかかります。

そのため、森林において伐採・開発等を行う場合には、森林法により許可や届出が義務づけられています。特に開発行為については、森林の持つ機能を阻害しないよう適正な開発を行うことが決められており、開発行為者等はこれを遵守しなければなりません。無届の伐採に対しては、三十万円以下の罰金などの罰則が定められています。

森林において次の行為を行う場合、

その内容ごとに次の手続きを行って下さい。

樹木の伐採

木材やチップ・しいたけ原木生産などのための伐採（間伐などの保育伐採を含む）及び1ヘクタール未満の開発行為に伴う伐採は、伐採届を対馬市役所に提出してください。

1ヘクタール以上の開発

1ヘクタール以上の開発の場合は、長崎県対馬地方局に林地開発許可申請を提出し、知事の許可を受ける必要があります。

なお、これらの許可及び届けについての質問等につきましては、対馬市農林課または、長崎県対馬地方局林業課・森林土木課までご連絡下さい。

連絡先

対馬市農林課	0920 53 6111
対馬地方局林業課・森林土木課	0920 52 0318

食中毒に注意しましょう

細菌性食中毒は、気温が高くなるこの時期に多発する傾向があります。食品の取扱いについては次のことを守り食中毒を予防しましょう。

- 1 つけない
調理する人は必ず手をよく洗いましょう。調理前の肉や魚の汁が、果物や野菜など生で食べるものや調理済みのものにかからないようにしましょう。
- 2 増やさない
冷蔵や冷凍が必要な食品は、冷蔵庫・冷凍庫に保存しましょう。調理は迅速に行い、調理前、調理後の食品は室温に長く放置しないようにしましょう。
- 3 退治する
包丁やまな板は、良く洗い、熱湯で消毒しましょう。加熱するときは、食品の中心部まで十分に加熱しましょう。

特に家庭では、次のことに注意してください。
食べ物を前日から作り置きしたり、車のトランクや直射日光の当たる場所に置いたりしないようにしましょう。手に傷のある人や指輪・腕時計をしたままの人は、おにぎり等直接手で食品に触れる調理をしないようにしましょう。

【問い合わせ先】
対馬保健所衛生環境課 0920 52 0166

「県民参加の森林づくり地域説明会」のお知らせ

長崎県では、森林を健全な形で次の世代に引き継ぐため、社会全体で支え合う「森林保全を目的とした税」の創設を検討しており、次のとおり説明会を開催しますので、多くの市民の皆様の参加をお願いいたします。

なお、県のホームページで「森林保全に関する税創設についての基本的な考え」を公開し、パブリックコメントを実施しています。市民の皆様のご意見をお聞かせください。

地域説明会の開催
日 時... 8月10日(木) 19時から(約1時間半程度)
場 所... 対馬市商工会蔵原支所

パブリックコメント
県のホームページ <http://www.pref.nagasaki.jp/>
期間：7月14日から8月31日まで
ご意見は、郵送・FAX・電子メールで

【問い合わせ先】
長崎県林務課計画調整班(直通095 895 2983)
〒850 8570 長崎市江戸町2 13
FAX 095 895 2596
電子メール moridukuri@pref.nagasaki.lg.jp
長崎県税務課企画管理班(直通095 895 2212)
長崎県対馬地方局林業課(直通0920 52 0318)

——平成18年度自衛官募集——

区分	資格	受付期間	一次試験	試験会場	
航空学生	高卒(見込含)21歳未満の者	8月1日 ~ 9月8日	9月23日	受付時に通知	
一般曹候補学生	18歳以上24歳未満の者		9月16日	対馬島内	
曹候補士	18歳以上27歳未満の者		9月24・25日	受付時に通知	
2等陸・海・空士(女子)			上記期間 (年間を通じ受付)	9月17日 (受付時に通知)	対馬島内 (受付時に通知)
2等陸・海・空士(男子)					

問合せ先……自衛隊長崎地方連絡部 対馬駐在員事務所 0920 52 0908

——海上保安大学校・海上保安学校学生募集案内——

項目	区分	海上保安大学校	海上保安学校
受付期間	郵送又は持参	平成18年8月24日(木) ~同年9月5日(火)	平成18年7月18日(火) ~同年8月1日(火)
	インターネット	平成18年8月24日(木) 9:00 ~同年8月30日(水) 17:00	平成18年7月18日(火) 9:00 ~同年7月25日(火) 17:00
試験の区分・採用予定数		約45名	船舶運航システム課程……約70名 航空課程……約10名 情報システム課程……約40名 海洋科学課程……約10名
受験資格		昭和61年4月2日(海上保安学校学生は昭和58年4月2日)以降に生まれた者で次に掲げるもの (1)高等学校を卒業した者及び平成19年3月までに高等学校を卒業する見込みの者 (2)中等教育学校を卒業した者及び平成19年3月までに中等教育学校を卒業する見込みの者 (3)高等専門学校第3学年の課程を修了した者及び平成19年3月までに高等専門学校の第3学年の課程を修了する見込みの者 (4)高等学校卒業程度認定試験(廃止前の大学入学資格検定を含む。)に合格した者等人事院が(1)(2)に掲げる者と同等の資格があると認める者	
第一次試験日		平成18年10月28日(土)10月29日(日)	平成18年9月24日(日)
第二次試験日		平成18年12月18日(月)	平成18年10月18日(水)~21日(土) 指定する日(航空課程は2日)
第三次試験日			平成18年12月9日(土)~14日(木) 指定する3日(航空課程のみ)

資料請求先:
対馬海上保安部管理課
〒817-0016 対馬市厳原町東里234-6
0920-0440

外国人労働者の
適正な雇用・労働条件の確保と
不法就労の防止に理解と協力を

日本国内で就労する限り国籍を問わず、労働者(パート、アルバイト含む)は労働基準法等の労働関係法令の適用を受けます。外国人労働者等を雇用する事業主の方は外国人労働者を含む全ての労働者の適正な労働条件の確保に努めてください。

なお、外国人の方を新たに雇い入れる際は、不法就労を防止するために在留資格等の確認を確実にに行ないましょう。

長崎労働局 労働基準部監督課
職業安定部職業対策課

平成21年5月までに【裁判員制度】がはじまります。
～聞こう 話そう 考えよう～

裁判員制度説明会開催のお知らせ&参加者募集

とき 9月7日(木) 午後1時30分から午後3時40分まで
ところ 厳原町中村642番地1
長崎地方裁判所厳原支部1号法廷(2階)

内容 1. ビデオ上映(ある放火事件の審理 20分)
2. 裁判員制度ポイント解説(長崎地方裁判所長)
3. 質疑応答
長崎地方裁判所長、長崎地方裁判所厳原支部長

募集人員 40名

募集期間 7月18日(火)から8月31日(木)
(土、日、祝日を除く午前9時から午後5時まで)

申込方法 電話により、先着順で40人になり次第締め切ります。

申込先 長崎地方裁判所厳原支部庶務係 0920 52 0067